

平成 25 年 12 月 20 日

## 第 7 回議会改革検討委員会要録

日 時 12 月 16 日（月）午前 10 時～11 時 28 分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、服部、辻、長岡、康村、東、芳倉  
富木  
欠 席 吉川  
資 料 インターネット中継構築案、タブレット端末導入案

### 審議結果

#### 1. インターネット中継構築案について

○インターネット中継については、11 月 15 日開催の検討委員会を経て、同日開催の全員協議会において、「現有設備を活用し余り費用を掛けずに構築する」基本方針が決まった。これを受けて（株）ザムに構築プランの検討と概算見積もりの依頼をした。12 月 13 日午後に議会既存設備を使い、「AV ミキサー」と「Ustream」によるサンプル映像のデモンストレーションを実施した。

○予想以上に画像、音声ともに良く拾っており、使えるなど実感した。この段階では画像の揺れがあったが、直れば良いものになる。

○映像も綺麗に写っていた。（「Ustream」を経ることで）10 秒程度の時間差があるとの話もあったが、問題はなく支障の無い範囲である。

○既存の設備で十分使えるということで、あの画像と音声であれば十分堪えうる。

○見積もりも出ているが、今ある設備を十分使って行けるような対応を含め、この金額になっており、何ら問題はないのではないかと。住民に見て頂いても大丈夫ではないか。

○デモンストレーションの結果は、十分実用に耐えうるものである。ただ固定カメラで 2 分割画面という制約があるが、これで十分使って行けるものである。

○見積書がでは、AV ミキサーとともに 2 台のパソコンが挙げられている。1 つは配信用のパソコン、2 つはテロップを入れたりする編集用のパソコンである。見積もりに入っていないのはロビーにある大型モニター、例えば 46 インチの大型モニターで 15 万円程度、合計 230 万円程度の予算要求する段階での概算見積もりである。これ以外に理事者から出ているのは、理事者控え室にモニターがなく、何とか設置したいということである。現在は、露出配線でモニター室から音声だけが引かれている。

○フレッツ光（はやぶさ）新規工事が含まれているが、インターネット中継用に安定性を確保し、十分な容量を使うための専用回線引き込み費用とその使用料である。

○設備関係が約 170 万円、ランニングコストが 35 万円程度となる。

○映像のイメージは今までと変わらないが、デジタル画像となる。画面構成が固定カメラ 2 台による上下 2 分割となる。デジタル画像を「Ustream」を通じてパソコンで見た結果、色のバランスは今より綺麗である。本会議場と委員会室を切り替え、先ずライブ中継をやることで取り組んでいる。見積もりには録画中継用の編集コストは含ま

れないが、ブルーレイデスクレコーダーは含まれる。編集作業は、業者に委託するのか、庁内でやるかは未定である。

○配信用のパソコンは、一定以上のスペック（性能）が必要である。テロップを入れる編集用のパソコンは軽度のノートパソコンで十分である。ブルーレイデスクレコーダーは、相当な容量が必要である。

○見積額はまだ予算要求段階のものであり、今後の手順としては12月下旬に予定されている全員協議会で議会として予算要求の方針を決める。予算が成立した後に入札等の発注手続きを経て、早くも6月以降の設置工事発注となる。実際に使えるのは9月議会が間に合うかどうかで、その後半年程度の試験放映期間を経て本格的な運用開始となる。トラブルがあった場合は、中継休止もありうるかと断って試験放映をやる。そのうえで公の機関としてホームページにも放映予定を掲載し、本格的な放映に入ることになる。

○「AVミキサー」約80万円は、鳥羽市の例でもあるように陳腐化する恐れはないのか質問があった。この見積もり機種は、将来のデジタルカメラやマイクにも対応が可能な性能を持つことを確認した。

## 2. タブレット端末の導入案について

○タブレット端末の導入案については、11月15日開催の検討委員会を経て、同日開催の全員協議会において、さし当たって機能を資料閲覧・通信手段・資料収集にすることで方針が決まった。総務課において導入案の検討を依頼し、300万円程度の概算見積もりが示された。それによると、機能については導入費用やセキュリティの関係で議会活動に限定し、議員個人の要望による使い方は出来るだけ抑制する。導入費用は公費で行い、但し通信費は飯能市議会の例にもある通り、(月額)概算で1人あたり1,350円、その3分の1にあたる450円程度は議員の個人負担とする。導入から2年間はこの利用料金で、3年目から利用料が上がるので、先ず2年契約で行く。またタブレット端末機能を補完するため、個人パソコンの議場内への持込可能にする。そのためには議会全体の了解が必要であり、議会会議規則102条(携帯品の持込)、106条(新聞等の閲覧)の見直しも必要であり、議会申し合わせ事項の確認が求められる。

○タブレット端末導入には賛成であるが、個人負担についてはどうしても納得できない。議会で使うのに何故議員が個人負担しなければならないのか。個人で既に持っており、二重払いになる。それであれば要らない。

○議員個人の話と議会としてどうするか、区分して議論すべきではないか。タブレットでインターネットに接続した場合、個人の利用か議員としての利用か判定できないケースが相当出て来る。飯能市議会の例でも分かるように、議会で通信費等を負担した場合、住民監査請求や住民訴訟で違法の判断が出る可能性がある。逆に議会の中だけで議会資料の閲覧に限定すれば、通信費を発生させない方法も考えられる。議会内で紙に換えて閲覧することだけに限れば、通信費は発生しない。それでもよいのかを含めて議論しなければならない。

○どこまでも通信費の負担をする積もりはないので、紙資料をタブレット端末に入れるだけでもよい。

○何人かは既にタブレットを持っているが、他の議員も活用するわけである。定額で

防災などでも一定の閲覧が出来るのであるから、飯能市の例にもあるように災害情報等の伝達にも活用できる。前の意見ではこの機能が使えないので、むしろ無駄ではないか。

○議員の中で選択制は出来るのか、それとも一括でなければ行けないのか。

○そこは判断の問題である。

○選択制を認めることは、導入の根拠が根底から崩れる。

○色んな意見がある中で、議会として導入するためには、どうすれば良いのか検討してはどうか。契約するには一定のまとまった使い方を考えなければ行けないし、通信機能が無いとなれば議員間のやりとりは出来ない。少数意見を尊重するとすれば、議会内での資料の閲覧に限定し、全員で使うことが出来る。これらも含めて検討してはどうか。

○自分が用意した表、グラフ、写真等のデータは送ることが出来るのか。

○通信手段としては使えるが、議会での資料の映像化は次の段階の使い方になる。資料の映像化までは今回の導入案には入っていないが、将来的には色んな使い方に展開して行く。先ず導入に当たっては、資料の収集や関係法律等についてのウェブ上の閲覧で一旦留めるプランとなっている。

○議会の中で議員が作った映像資料を使うためには、議長や委員長の許可を得て議会に送ることは出来るが、運用にあたってのルール化が必要である。

○導入目的は、議会資料等閲覧、調査情報検索、議会内情報伝達（災害時緊急連絡）となっているが、タブレット端末を導入しなくても、スマートフォンでも出来るのではないか。

○議会資料等閲覧の閲覧は、スマートフォンでは画面が小さく相当な困難が伴う。

○災害時緊急連絡は、タブレットよりスマートフォンが向いている。

○飯能市の例では、災害時の被害情報伝達に極めて有効であったとの報告があった。

○タブレットの導入については色んな意見があって当然であるが、12名で意見を出し合って議論し、そのうえで導入して行くのが基本である。導入の出発点は議会資料のペーパーレス化の考え方で進めて行くことであった。その中でそれだけではもったいないということで、情報伝達等で他所はどのように活用しているのか視察に行った。今のような議論はその関連で出て来たものであり、原点に帰って議論すべきである。その上で必要な部分は入れて行くが、費用など問題も出て来るわけである。通信手段を入れるにしても分野別に制限をかける等の方法も必要であり、もう少し冷静になって議論されたい。これまでの導入の是非についての意見はもっと前の段階で出すべきではなかったか。予算のこともあるので、噛み合うように議論を進めて欲しい。

○ペーパーレス化であれば、USBに入れて配布すれば解決するのではないか。

○USBであれば、ウィルス感染等の問題は解決しない。

○ペーパーレス化の議論は、USB等のデータの受け渡し方法の議論ではなくて、紙資料で閲覧するのを止め、紙に換えてデータ資料で閲覧しようというものである。またタブレット端末を導入しないで、個人のパソコンやタブレットの持込を認めて閲覧する方法も無くはない。色んな方法があるので、それぞれ整理してどういう方法がよいのか十分議論して頂きたい。全員協議会でいずれ議論されるが、詰めた議論は無理で

あり、議会改革の大事なテーマであるのでこの委員会で検討している。

○個人のパソコンを持ち込みそれにデータを入れ、持ち込まない議員にはこれまで通り紙資料で渡す方法もあるのではないかと。それであればインターネットの接続料も要らない。

○これまで議会としては、タブレットを導入することを決め、その使い方をどうするかの段階にある。議会全体で統一した資料で見るのが望ましい。

○このタイミングで議会として考えて置かなければいけないのは、予算査定が今行われている段階であることだ。議会がまとまらない状態で3月議会に行くと、予算審議にも大きな影響があり、議会として無責任なことは出来ない。議会は予算要望するだけでなく、予算審議を行わなければならない立場もある。あくまで冷静に議会全体のこと、議員それぞれの立場も踏まえてきちっとした議論が要る。決めるときは決めて置く、決まらない部分については一部保留にするとか…。決して他所ごとではないので、議会として一定の方向付けが必要である。

○タブレット端末は、色んな使い方が可能である。議会で使う場合とそうでない使い方をどう判断するのか。

○議会で導入するとなれば、一定の機能制限は避けられないのではないかと。好き勝手にアプリケーションのインストールが出来ないようにすることになる。ルールもきっちりと決めておく必要がある。

○ルールの文書化がいないのではないかと。

○飯能市の事例もあり、試案程度は用意してはどうか。それ以上に当面やらなければならないことは、年末に予定されている全委員協議会で議会としての予算要求の方針を決めることが必要である。そうでなければ結果的に26年度当初予算には間に合わず、保留となる。補正予算対応も考えられるが、望ましいとは言えない。

### 3. 議案資料の扱いについて

○9月、12月議会における議案資料の扱いについて、議案説明会でも議論されているがどうであったのか。3月予算議会については、一つの考え方として2月初め頃に、主要事業の説明を議会として依頼し、事前に資料請求の調整を行ってはどうか。26年度は条例改正が既に提出されており、新しい事業が若干出て来る。事業を中心にまたは変更を中心に予算の骨子が固まった段階で説明を受け、それを基に項目を整理すれば、理事者から提出するにしても議会から要求するにしても、かなりの部分はカバー出来るのではないかと。

○前の扱いでは議案配布の翌日に資料請求するのはきついで、1日位延ばせないものか。

○8月に決めた扱い基準であるが、1日位延ばしたところで大勢に影響はない。いずれにしても早く出さないと委員会審議に間に合わない。3月予算議会に関しては、事業に関しては1月末にでも固まるし、歳入に関しては2月に入るかも知れないが、先ず予算概要について事前説明を受けて、資料請求の調整をするのが合理的ではないかと。

○理事者から事業概要の資料を出して頂ければ有難いが…。事前に出して頂けるのであればもう少し様子を見てよいが、1日延長を希望する。

○その場合、委員会の前日までの資料提出は厳しいとの声が出て来る可能性がある。

○委員会に入っていればよいが、委員外の場合に聞くことが出来ないの…  
○委員会附託制度は何のためにあるのか、聞きたければ委員に質問を依頼する方法もあるのではないか。議員は本会議質出来なくもないが、必要最小限度であるべきではないのか。

○3月議会までに新年度の事業概要について説明をお願いしたい。

#### 4. まちづくり基本条例案について

○スケジュールとして、検討委員会は12月26日にもう一度開催され素案が固まる。広報かんまき1月号に掲載し1月10日頃からパブリックコメントの募集が始まる。素案は町のホームページにも掲載される。1月18日(土)午後2000年会館多目的室で、町長も出席してシンポジウムが開催される。1月下旬から2月中旬にかけて、検討委員会答申案のとりまとめが行われ、2月末に検討委員会としての基本条例案の最終答申が行われる予定である。12月議会補正予算審議では、検討委員会は2月末でその任務が終わると説明があった。3月議会に基本条例案を上程する予定である。このスケジュールで、町民、議会、町職員のそれぞれの意見を反映することであり、議会としての問題提起があれば1月末頃までに申し出る必要がある。従って、この委員会として、次回以降にまちづくり基本条例案についても、念のため議論する必要がある。議会としてまとめた意見があれば持ち込むことになる。議会として意見があれば、この段階で修正して置いた方が望ましい。条例案の段階でも手続き上は可能であるが、よほどのことがない限り難しい。

#### 5. その他

○議会基本条例施行から間もなく1年になり、その実施状況の検証をしなければならない。次回以降のこの委員会で、その検証作業に取りかかりたい。どのような条項について実施され、どのような条項について実施出来なかったのか、検証作業をして行くことになっており、次回以降の大きなテーマとして取り上げて行きたい。

○全委員異議無く、次回以降にまちづくり基本条例案の検討と議会基本条例の検証作業を議題とすることになった。

○一連の議題が終われば、議会改革検討委員会は閉じるのか。

○今のところ、その方向は全く出されていない。インターネット中継やタブレット端末導入もあり、議会基本条例の検証作業はこの先も続く。委員会のあり方について提案があれば、協議すればよいのではないか。

○議会基本条例の検証作業は、他の委員会では無理であり、或いは議会運営委員会に移行するのか等については、今後協議して行きたい。

次回開催日程は、1月24日(金)午前10時～

以上